

# 經濟論叢

第 147 卷 第 4・5・6 号

---

社会統計学の「外敵」と「内敵」(1)……………	長 屋 政 勝	1
外国人労働者の労働条件……………	久 本 憲 夫	31
マレーシアの石油権益における連邦と州の対立 (1) ……	中 島 健 二	56
地方財政統制手段としての地方交付税 (2) ……	李 昌 均	66
1930年代の朝鮮における都市の構築と生成……………	松 永 達	83
カルドアの市場理論と価格論……………	服 部 茂 幸	104
自由貿易体制下の英国糖業 (1) ……	大 沼 穰	119
世紀転換期英国における地価課税運動 (1) ……	藤 原 一 哉	134
組織における人格の分裂と統合のメカニズム……………	磯 村 和 人	148
生活保護人員経費低下の促進要因としての 行政メカニズム……………	田 中 き よ む	165

学 会 記 事

---

平成 3 年 4・5・6 月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## 社会統計学の「外敵」と「内敵」(1)

——マイヤー統計学の批判をめぐる——

長 屋 政 勝

### はじめに

ドイツ社会統計学の展開の中で、マイヤーの統計理論＝精密社会理論としての統計学がその代表的形態とみなされる時期は今世紀の20年代までである。すでに今世紀10年代にはマイヤー体制ともいべきものをゆるがすかのようないくつもの徴候が現われ始めている。直接的には1909年のマイヤーの『道徳統計学』（第1分冊）に対して向けられた批判であったが、これはまたマイヤー統計学そのもの性格に対する根本的な問いなおしを誘発する。この動きは、

1. 個別科学における経験的社会研究の進展，特に犯罪統計学の分野での実証研究の深化，
2. いわゆる論理学派，さらには認識論派統計学との拮抗，
3. 数理統計学の抬頭と伝播，

この三つの要因からひきだされたものとみなすことができる。以下，この要因別にマイヤー批判の諸見地を検討してみる。

マイヤー批判は，ドイツ社会統計学が第一次世界大戦後に経験した方向転換と表裏一体の関係にある。精密科学を標榜し，独立の実体科学であることを誇示したマイヤーの統計学は，その実体性を放棄し，形式的方法科学として再編される。いわゆる後期ドイツ社会統計学の成立であり，この再編過程と密接な関連をもち，その動きを誘発し，マイヤー的構想崩壊後の社会統計学を準備することになるのが上の三つの要因である。

### I 経験的社会研究

1. 1900—1930年代にドイツでは経験的実証研究がさまざまな個別領域で飛躍

的に増加したといわれている。これは政府行政統計の枠内での実証研究とは異なり、行政とは直接結びつかない形で実施されるアカデミー、研究所、学会、研究者グループが主体の「経験的社会研究」(empirische Sozialforschung)というべきものである。こゝでの問題は、基本的には資本主義社会のもとで深刻化する社会的貧困の実態把握であり、特に第一次世界大戦、1919年革命、ワイマール共和国の成立といった激動期を通じて拡がってゆく種々の社会病理的現象の究明である。具体的には、労働者、特に農業、工業労働者や手工業従事者の生活条件と労働条件、家内工業の実情、住宅問題、失業問題、ストライキ発生、出生率低下、犯罪と非行、アルコール中毒、性病であり、第一次大戦後の社会的混乱の中で特に社会的関心をよんだ乳幼児の高死亡率、私生児の高出生率、性道德の退廃といった問題である。これら事象には行政統計の網によって捕捉されるものもあるとはいえ、それをこえてより局所に接近した、さらには現場を踏査した調査研究が必要であり、これをもたず実態解明を果たすことはできない。こゝに、特殊個別テーマに密着したモノグラフ的研究、調査分析が要請され、そのための事例詳査、アンケート調査が種々の経済研究、社会調査、心理的測定、社会医学的研究の形をとってくりひろげられてゆく。これをひろく経験的社会研究、さらにはそのための資料獲得に重きをおいた「社会踏査」(social survey)ということができる<sup>1)</sup>。

経験的社会研究はその目的と調査様式の点でマイヤー的な社会統計学と性格を異にする。それは立法や行政、財政のための直接的資料の提供、また社会的集団現象の状態と関連の数量把握といった外延的な目的でなく、特殊個別現象とそれに結びついた認識関心という内包的な目的に従い、また悉皆集団観察よりも、認識関心と目的をストレートにうちだした私的アンケート調査、典型調

1) こうしたドイツでの経験的社会研究、あるいは社会踏査の展開については、A. Oberschall, *Empirical Social Research in Germany 1848-1914*, The Hague, 1965. S. P. Schad, *Empirical Social Research in Weimar-Germany*, 1972. 川合隆男・大淵英雄監訳『ドイツ・ワイマール期の社会調査』慶應通信、昭和62年。H. Berner, *Die Entstehung der empirischen Sozialforschung*, Giessen, 1983. 村上文司「ドイツにおける初期の社会踏査とその特質」『産業社会論集』(立命館大学)第29号、昭和56年10月。などを参照のこと。

査、一部事例調査、聞き取り、既存資料や報告、記録を有力な認識手段にする。ここでは行政の利害とは距離を保ちつつ、その時々課題にさし迫った、そして研究主体のもつ科学的関心を前面におしだした調査研究が実施される。

経験的社会研究の方法様式としては、典型的事例についての実態調査によるモノグラフ的研究(ル・プレイによる労働者階級の家計研究、ドイツではG・シュナッパパー・アルントの農村共同体研究がその代表例とされる)、およびアンケート用紙を手段にし、一部数量描写を含むが、主に叙述的説明による調査研究の二つがあると考えられる。以下、後者のアンケート調査を例にとり、これがマイヤー的な統計調査(悉皆集団観察)といかなる関係にあり、この中からどのような形でマイヤー批判がでてくるのかを検討してみる。

ドイツではイギリス、フランスにおくれ、19世紀40年代にアンケート調査の実施が始まる。このアンケートには実施主体別に、帝国アンケート(Reichsenquete)、州アンケート、私的アンケートの三種類がありうる。帝国アンケートはドイツ帝国形成後に中央官庁によるその行政資料獲得のための調査で、1874年の鉄道運賃、工場内での婦人と児童労働、徒弟・職人・工場労働者全般の事情についてのアンケートがその開始とされる。1878年にはタバコ産業、鉄鋼業、綿・亜麻工業について、1885年、洗濯業と既成服業における女工賃金についてのアンケート調査が続く。同じように、ドイツの諸州でも行政資料獲得のためのアンケートが実施され、例えば、1883年のバーデンとエルザス・ロートリンゲンでの農業アンケート、1885年、バーデンでの小経営調査、1889年、プロイセンでの鉱山労働者調査がある。これらはいずれも、政府アンケート(amtliche Enquete, Regierungsenquete)であり、行政統計の補完として、あるいはそれと併行して行政と立法の基礎資料をなすものといえる。

これに反し、第三の私的アンケート(private Enquete)は行政目的と直接の結びつきをもたず、切迫した社会的諸問題の実態把握とその解決策を検討するための基礎資料入手を目ざすものであった。また、その実施主体も農業団体、あるいは宗教組織、学術団体、等であった。この私的アンケートに科学的目

的と直接関係づけられた経験的社会研究の典型的な形をみることができる。さらには、ドイツにおいては、1872年に結成された「社会政策学会」(Verein für Socialpolitik)の行った一連のアンケート調査の中に、この種のアンケート調査の課題、内容、方法的特質、それと統計調査との関係を探るうえで恰好の素材を求めることができる<sup>2)</sup>。

社会政策学会は資本と労働の対立激化を前に、その緩和を計るべく、国家が中立的立場を保持し、学会が提示する方向に沿った施策の実行を説く。下からの急進的な社会変革の動きを押え、労働者階級を現存国家体制の枠内にとり込むことを必要とみたためである。学会がしかるべき政策方向を提示するためにはなによりも現状についての正確な実態認識、およびそれを裏づける事実資料が要求される。このためにとられた方策がアンケート調査だったのである。学会アンケートは、その具体的調査題目に農業労働者や工業労働者、手工業や家内工業従事者の生活状態と労働条件、農業、手工業、小規模経営の営業内容、労働者の住宅問題、移民、等々の社会経済問題を取りあげる。

この中で、19世紀80—90年代に学会が最も力を注いだ研究が農業労働者問題であった。ドイツ西部での工業の発展とそれにとまなう農業労働力不足、穀物価格の長期的下落によってひきおこされた「農業危機」の実態を把握するべく、学会は早くも1883年にドイツにおける農業状態についてのアンケートを実施する。1849年プロイセンでの A. v. レンゲルケや、70年代の Th. v. デア・ゴルトの農業調査の伝統を継承し、これらの調査では、雇用労働者の種類と数、賃金や労働時間、住居関係、保険の有無、消費生活の実態、雇用主との関係、土地所有形態、地主領と家族的農業経営、もしくは小規模経営の地域的分布、経営規模別農業収益、農民のかゝえる債務、それとの関係での収益の違い、農業

2) 社会政策学会のアンケート調査については、W. Stieda, *Enquete, Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 3, 1909, SS. 949-55. E. Conrad, *Verein für Sozialpolitik, Handw. d. Staatswiss.*, 3. Aufl., Bd. 8, 1911, SS. 146-8. A. Oberschall, *op. cit.*, pp. 21-7. U.G. Schäfer, *Historische Nationalökonomie und Sozialstatistik als Gesellschaftswissenschaften*, Köln u. Wien, 1971, S. 219ff. を参照。

における技術進歩、等々、主に農業における物的経済的実情の把握が目的とされ、その捕捉のため広範な設問が用意されることになる。

2. 農業問題に関し学会の行ったアンケート調査の代表例として1891-92年の「ドイツにおける農業労働者の諸関係」をあげることができる。いま少し詳しくこの調査についてみてみよう<sup>3)</sup>。

1890年9月の社会政策学会委員会は1892年の総会のテーマをM・ゼーリング(ベルリン高等農業学校)の提案を容れ、農業労働者問題と決定する。そのための資料獲得を目的にした調査の方法、結果の加工様式の検討をゼーリング、H. ティール(ベルリンの枢密顧問官)、およびJ. コンラード(ハレ大学の経済学・統計学者)の三人にゆだねる。可能な限り多数の調査票を配布し、農業労働者をとりかこむ現実的諸関係を調べあげ、それを無味乾燥な表形式の総括にではなく、当該問題についてのまとまりある描写(Schilderung)に仕上げることが確認された。ゼーリングが調査票の設計にあたり、次の二様の調査票が作成され、後に学会委員会の承認を得る<sup>4)</sup>。調査票I(特殊調査票)は回答者に選ばれた農業経営者(Landwirt)のみた当該地域での農場の種類とそのもとの農業労働者について、A. 一般的調査——所在地、経営の種類、農場の規模、農業労働者の種類：<sup>ゾング</sup> 奴婢、自由労働者、農場に住み込み契約に規制された労働者(ディーンストロイテ・インストロイテ)、移住労働者の四種類とそれぞれの数量、これら労働者の年間を通じた確保可能性、農業労働者子弟の就農、労働者の移住についての項目を始めとして、分割地の売却や農場の細分にいたる計14項目、B. 労働、および収入諸関係——労働者の種類別(日雇賃金労働者、自由労働者、契約に縛られた日雇賃金労働者、奴婢、移住労働者)に、それぞれの経済的物的関係(例えば、日雇賃金労働者全体については、1. 年間労働

3) 以下、このアンケート調査の概要については、主宰者H. ティールの説明による。H. Thiel, *Einleitung, Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. 53, 1892, SS. VII-XIII. [以下、*Schriften*. と略記する]

4) この二様の調査票は、*Schriften*, Bd. 53, SS. XIV-XXIV. に掲載されている。その邦訳が、山口和男『ドイツ社会思想史研究』ミネルヴァ書房、昭和49年、の第6章「東エルベ農業労働者問題とマックス・ウェーバー」、171-5ページ、に収録されている。

日数, 2. 通常の一日の労働時間, 夏と冬, 3. 超過労働の有無, 程度, その報酬, 4. 労働者の妻女の日雇労働が通常か不定期か, 5. 14歳以下児童の農業労働への使用の程度, その年齢, 一日の労働時間, その報酬, 6. 疾病保険が法的に義務づけられているか, 自由に入れる健康組合があるか, 疾病保険, 老齢保険, および傷病保険に対して定められた労働者分担金の一部を雇用主が負担しているか, 以上の6項目)を中心にして, 計32項目, C. 農業労働者の必要を満たすための特殊手段——火災保険, 家畜保険, 消費組合, 貯蓄組合・信用組合, 幼児学校, 学業終了子弟のための実業教育, 労働者の利用しうる国民文庫や新聞, 福祉施設, これらの有無と労働者のそれぞれへの参加や利用状況について, 計8項目, 以上の多岐にわたる質問項目が用意されている。これは, 農業経営者が自己の経営を中心にした比較的狭い範囲内で捉えうる農業労働者の経済状態, 労働者を規制する制度や物的条件を報告するものとなっている。調査票Ⅱ(一般調査票)では, 労働者不足とその影響, 労働者の(物的, 精神的)全般的な状況, (特に婦人と児童の)過労, 雇用主と労働者の関係, 移住労働者の状況, 農場分割と労働者移植の効果, 社会民主主義的政治運動の伝播と効果にわたる, 計7項目が問われている。これは, 比較的広い当該地域での労働者をとりまく社会経済的關係, さらには移住労働や農場分割, 労働者植民の現状に関して農業経営者がもつ見解(Auffassung), 観点(Ansicht)を報告記述するものとなっている。農業労働者の物的経済的実情を軸にしながらも, それを規制する諸關係や制度, 環境にまでも及ぶ実に広範な側面についての事実申告と判断提示を報告義務者(Berichterstattem)に求めている。学会は「ドイツ農業中央同盟」(landwirtschaftliches Zentralverein Deutschlands)に依頼して送られてきた4000人のリストの中から回答者を確定し, 調査票Ⅰは1891年12月に3180人の被調査者(Exemplar)に, 調査票Ⅱは1892年2月, 別に562人の被調査者へ趣意書とともに郵送された。これら報告義務者は既述の通り, すべて農業経営者, つまり雇用主(Arbeitgeber)である。調査票Ⅰには2277(回収率, 71.6%), 調査票Ⅱには291(同, 51.8%)の回答があった。

学会は回収分の整理を、農業経営者自身による包括的な記述を最大限にいかすという当初の方針に替へ、時間不足と出版物の合理化のため、これを六人の研究者の分析作業に委託した。しかも、おそらく前記農業中央同盟からの提示にあった、「大体のところ様な (gleichmässig) 労働者の状態」<sup>5)</sup>の保持されているとみなされる地域区分に依拠したと思われるが、次の三地域ごとに分析がまとめられた。すなわち、1) K.ケルガー、H.ロッシュ担当の西北ドイツ、ヴェルテンブルク、バーデン、その他、2) F.フランケンシュタイン、F.グロスマン、O.アウハーゲン担当のホーエンツォレルン、行政区ヴィースバーデン、チューリンゲン、バイエルン、大公領ヘッセン、その他、そして3) M.ウェーバー担当の東エルベである。これら、ドイツ西北・西南部、中部、そして東部の三地域ごとの分析結果がそのまま『学会叢書』の第53、54、55号として1892年に公開されている<sup>6)</sup>。

1892年ポーゼンで予定されていた総会がコレラ流行のため、翌年3月20—21日のベルリン総会に延期された。もともと92年総会では「農業労働者問題とドイツの国内移住」、「土地所有の分布と小土地所有の確保」がテーマに掲げられ、その討議の素材として先の学会叢書が利用されることになっていた。実際にベルリン総会でとりあげられたのは、1. 農業経営、ことに大経営がどのようにして必要労働力を確保できるか、2. 農業労働者の状態は改善されねばならないが、それはどのようにして行われるべきか、3. 農業労働力不足が労働者の社会的状態とどの程度関連しているか、といった農業労働者問題に直接かゝった三つの論点であった<sup>7)</sup>。

5) *Schriften*, Bd. 53, S. VIII.

6) K. Kaerger, H. Losch, *Die Verhältnisse der Landarbeiter in Nordwestdeutschland, Württemberg, Baden und in den Reichslanden*, *Schriften*, Bd. 53, 1892. K. Frankenstein, F. Großmann, O. Auhagen, *Die Verhältnisse der Landarbeiter in Hohenzollern, im Regierungsbezirk Wiesbaden, in Thüringen, Bayern, im Großherzogtum Hessen usw.*, *Schriften*, Bd. 54, 1892. M. Weber, *Die Verhältnisse der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland*, *Schriften*, Bd. 55, 1892.

7) ベルリン総会での審議経過については、F. Boese, *Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872-1932*, *Schriften*, Bd. 188, 1939, SS. 65-9. を参照。また、総会の議事録として、*Verhand-*



G. シュモラーを議長にして開かれた学会総会の第一日目に、G. クナップが全般的総括「農業労働者問題」を、次にG. v. マイヤーが「ドイツの国内移住統計」を、そしてM. ウェーバーが「農業労働制度」をテーマとした報告を行い、さらにスウェーデンから招待されたルンド大学のP. ファールベックの「スウェーデンにおける農業労働者問題」の講演をはさみ、この後「農業労働者問題とアンケート」と題した白熱した議論のあったことが議事録からうかがえる<sup>9)</sup>。

経済史家やウェーバー研究者はこの時のウェーバーの東エルベの農業分析に注目し、それを高く評価し、これによって古代史研究から経済研究への転身があるいは農業経済研究者としての地位の確立が果されたという<sup>10)</sup>。クナップもウェーバー報告に賞讃を示す。確かに、ウェーバーの分析は調査結果の平板な概括に終らず、またドイツの農業には雇用主と被雇用者との間のこれまでの家父長的関係が賃金闘争やストライキ、階級闘争によって侵害されることなく維持され、両者の間に利害対立の深刻化はみられず、雇用主からも農業労働者の実情について不偏的な回答を得ることが可能とするティールの、同じく農業労働者の家計支出では以前と比較して生活必需品よりもアルコール飲料や奢侈品

*lungen des Vereins für Sozialpolitik, Schriften*, Bd. 58, 1893. が刊行されている。

8) われわれとしては、この総会でのマイヤーの報告 (G. v. Mayr, *Statistik der deutschen Binnenwanderung, Schriften*, Bd. 58, SS. 24-35.) に関心をもつのだが、この報告は後に、「ゲオルク・フォン・マイヤーの報告は、……『ドイツの国内移住統計』を論ずることになったが、この特殊な統計の改善可能性にかかわり、その暫時的な結果を条件づきで表示することで、自分のテーマに敵としてふみとどまった」(F. Boese, *α. a. O.*, S. 67.) と論評されているように、論点を移住統計問題に限定し、農業労働者問題への検討には立ち入らなかった。また、この時のウェーバーの報告 (M. Weber, *Die ländliche Arbeitserfassung, Schriften*, Bd. 58, SS. 62-86.)、および、それに続く討論 (Debatte, *Die ländliche Arbeiterverhältnisse und die Enquete, Schriften*, Bd. 58, SS. 87-133.) については、後者のは部分訳ではあるが、山口和男訳『農業労働制度』未来社、昭和34年。があるので参照のこと。なお、総会第二日目には、ゼーリングとO. ギールケそれぞれによる「土地所有分布と小土地所有の確保」、S. メッツの「地代農場創設の経験」の三報告がなされ、ゼーリングとギールケ報告をめぐる討論がくりひろげられている。*Schriften*, Bd. 58, SS. 135-225.

9) ウェーバーによるこの東エルベ農業問題の分析には、これまで経済史、経済政策、農業経済、ウェーバー研究、等の各方面から実に龐大な研究が残されている。ここではそれを枚挙する余裕がないが、次の論文によってそれら研究の概略をつかむことができる。大月誠「初期マックス・ヴェーバーのドイツ農業編」(1), (2), 『経済学論集』(龍谷大学)第5巻第3号, 昭和40年11月, 第6巻第2号, 昭和41年9月。

へ比重が傾いているとみるケルガーの楽観的な、あるいは安易な推論<sup>10)</sup>にくみしない。東エルベ地域での農業生産の技術的变化と労働制度の変遷を究明し、この中でポーランド人やロシア人移住労働者の増大がもつ意味を捉え、これをドイツ民族圏崩壊のきざしとみ、ユンカー経営での家父長的制度をうち破りながら、資本主義的農業経営が浸透しつつある事実をつきとめる。さらに、西部工業地域へや外国への移住、移民の増大の中に、あえて経済的利益を犠牲にしてまでも前近代的な雇用関係からの離脱を望むドイツ農業労働者の心理的要因をも探りだしている。東エルベ地域の農業経営者と農業労働者間の労働制度の構造的変化と発展傾向を析出したこの報告は他に較べ確かに鋭敏であり、これはまた他地域に比しこの地域のかゝえる問題がより深刻であったことの反映でもあろう。

とはいえ、このアンケート調査は、これを統計調査方法の角度からみれば、いくつかの問題点をかゝえる。第一に、なによりも選ばれた標本の全体集団への代表性が問題となる。調査で報告者にされた3742人の農業経営者が全ドイツの農業経営者のどの層をどのくらいの割合で代表しているのか。この点の確認がない。第二に、標本を構成する単位が複数にまたがっている。一枚の調査票の中に農業労働者グループ、農場、地域全体が無秩序に単位として現われ、これら単位限定に統一性がみられない。第三に、農業労働者の実情調査を趣旨としながら、それを雇用主たる農業経営者に報告させることには明らかな矛盾がある<sup>11)</sup>。第四に、設問間に文脈的な整合性が不足している。同類の設問ごとに

10) *Schriften*, Bd. 53, S. XII, 54-5.

11) この点については主宰者のティールも問題がなきにしてもあらずとしながら、既述のようにドイツの農業経営では雇用主と被雇用者との間に深刻な対立はなく、雇用主からも公正な回答を期待できるとみる。しかし、ベルリンの学会総会ではこの点をめぐる批判が提示される。ウェーバー自身もこの調査様式のもつ欠陥を意識し、その反省のうえに立って1892年後半に「福音社会会議」(Evangelisch-Sozialer Kongress)の行った農業労働者の調査に参加し、自ら調査票の設計にあたる。この調査では回答者は地域の牧師とされ、牧師が直接農業労働者に質問して調査票に記入する方法をとる。この福音社会会議の調査とウェーバーとのかかわりについては、米沢和彦「マックス・ヴェーバーにおける農村分析の基礎視角」『哲学年報』(九州大学)第37輯、昭和53年3月。村上文司「マックス・ヴェーバーと農業労働調査研究」『産業社会論集』(立命館大学)第27号、昭和56年3月。などを参照。

区別がなされていなく、逆に、同じような設問が複数でてくる。第五に、回答には数量表示と文章記述とが混在し、また後者の比重が高いが、この文章での表述には回答者個人の主観的判断の入り込む余地が多分にあり、さらにこれを総括し、推論する場合の基準が提示されていず、一切が分析者の判断にまかせられている、等々である。

統計方法的にはいくつかの欠陥を指摘できるアンケート調査ではある。しかしながら、総会議題の決定-研究・検討様式についての専門委員の審議-調査票の設計-調査-結果の総括・分析・公表-それをもとにした討論、こうした短期間に集中して遂行される学会の調査研究活動には行政統計調査には期待できない、現実的社会問題に肉迫した実証的社会研究のひとつのスタイルがあるのも事実である。

この種の学会アンケート調査はその後も勢力的に展開されてゆく。こうした調査の頂点に立つものとして、これまたウェーバーとその弟(A. ウェーバー)の指導した、そして企業の会計記録と労働組合への直接調査結果を資料にし、大工業の発展と労働者の質と生活条件との間にみられる相互関連の把握を目的にした1910—11年の「大工業の各種部門での労働者の淘汰と適応」があるとされる<sup>12)</sup>。

A. オーバーシャルは1880—90年代には社会政策学会の調査がドイツにおける経験的社会研究の中心であったとみる<sup>13)</sup>。また、U. G. シェフアーはこうした学会アンケートの及ぶ範囲を、農業労働者、工業労働者、手工業者、そして

12) H. Maus, Zur Vorgeschichte der empirischen Sozialforschung, *Handbuch der Empirischen Sozialforschung*, hrsg. von R. König, Bd. 1, 1962, S. 24. では学会アンケートの頂点に立つものとして、この1910—11年の工業労働者調査をあげている。M. ウェーバーはこの調査に直接参加することはなかったが、1908年にこの調査のための方法論的な序説を提示している。M. Weber, Methodologische Einleitung für die Erhebungen des Vereins für Sozialpolitik über Auslese und Anpassung (Berufswahlen und Berufsschicksal) der Arbeiterschaft der geschlossenen Grossindustrie, *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen, 1924, SS. 1-60, 鼓肇雄訳『工業労働調査論』日本労働協会、昭和50年、2-68ページ。このウェーバーの調査方法の検討に、鼓肇雄『マックス・ヴェーバーと労働問題』御茶の水書房、昭和46年。がある。

13) A. Oberschall, *op. cit.*, p. 21.

(労働者問題との関連での)住宅問題に分けることができるとし、それらの性格を「非行政的、記述的、経験的調査」と規定し、このアンケート調査、モノグラフ的研究、行政統計調査の三つを実証的社会研究の主たる様式とする<sup>14)</sup>。

## II 統計調査と統計外調査

1. 社会政策学会のアンケート調査にみられるような経験的社会研究の拡充がある。これはマイヤー的な社会統計調査とどのような関連、逆に相違をもつか。マイヤーは精密な計数と計測をもつ悉皆集団観察を調査の基本形式とみなし、事柄の性質から悉皆調査には向かない、技術的・経済的理由から悉皆調査ができない場合の調査を「統計外調査」<sup>15)</sup> (außerstatistische Orientierung) とし、これを集団観察の補完 (Ersatz)、あるいは代用 (Surrogat) とみなす。この統計外調査には、一部調査、推算、アンケート、典型的個別観察の四種類があるとされる<sup>16)</sup>。

一部調査 (notizenartige Zahlenorientierung)。これは始めから悉皆性を欠いた部分集団についての観察である。とりあえず調査可能、数量把握可能な部分だけを調査の対象にし、結果を統計表の形に整理したものであり、統計調査以前の不完全な調査といえる。この例は商品価格統計や賃金統計、等の経済統計に多い。

推算 (Schätzung)。既存の数量をもとにして、直接調査のできない集団について近似的な数量を計算することである。これには、既存の数値を将来に延長する、あるいは調査の実施されない中間時点の数値を推定する、一般に補間法とよばれるもの (例えば、将来人口や中間人口の推定)、次に、相互に関連をもち、その量的関係の確定されている集団がある場合、調べられた一方の集団の数値から他方のそれを推定する方法 (例えば、出生死亡記録からの総人口の

14) U. G. Schäfer, a. a. O., S. 219.

15) G. v. Mayr, *Statistik und Gesellschaftslehre*, Bd. 1, *Theoretische Statistik*, 2. Aufl., Tübingen, 1914, S. 9. 大橋隆憲訳『統計学の本質と方法』小島書店、昭和18年、20ページ。

16) G. v. Mayr, a. a. O., S. 9ff. 前掲訳書、21ページ以下。

推定)、最後に、集団の一部の調査結果から全体の大きさを推定する方法(例えば、特定家畜類の一部の販売価格と重量の調査から全ドイツのその推定)、この三つの方法があるとされる。

この一部調査と推算是、集団の数量把握を目的にするも、悉皆性、あるいは直接性を欠くため不完全な調査に終らざるをえず、文字通り集団観察の補充、代用法という性格を帯びる。従い、調査の条件が整えば、これらには悉皆集団観察におき替えられてゆくものがあるはずである。

アンケート(Enquete)、あるいは研究(Untersuchung)。これは集団全体の数量的確定ではなく、集団の一部要素について詳細な質的記録、記述を得ることを目的にする。その性格は「特定の社会要素についての、特別に(ad hoc)組織化された部分的、数量的、また記述的な調査」<sup>17)</sup>ということができる。アンケートでは、事例(Exemplar)として選ばれた社会要素(単位)について詳しい事実確認と記述、さらに一定の社会状態や現象について人々(関与する当事者や専門家)の判断や意見を整理し、これをもとにして調査主体が特定の意見を導きだし、それを調査結果に添付するという様式をとる。——先の社会政策学会のアンケート調査を想起できる——。従って、こゝに主観的な要素が入り込むわけで、これが統計調査との違いになる。主観的性格とは、調査すべき要素(単位)の選択が主観的判断にゆだねられている、社会的集団の状態や現象についての人々の意見や判断を集め、なおかつ調査主体(調査機関)の総括的な主観的判断を重視する、この二つの方向に現われてくる。従い、この主観的要素を排除した、構成単位すべてにまたがる計数と計測、つまり統計調査とアンケートは基本的には別種の調査といわなくてはならない。

アンケートには政府の行うものと私的なものがある。後者の代表例が社会政策学会の調査活動である。そこでは、比較的少ない事例と、第三者の意見や判断を蒐集・整理し、そこからの間接的な説明を利用する、この二点でアンケート様式が学会の研究活動にとり比較的好都合な条件をそなえたものとなっている。

17) G. v. Mayr, a. a. O., S. 13. 前掲訳書, 31ページ。

だが、これが統計調査はもとより、多人数の協力のもとで広範な事実確認を趣旨に行われる政府アンケートと較べても、できうる限りの客観性を求めるにしてもそこには限界があり、客観性の不足は否めない。たゞし、統計調査とアンケートには（この場合には政府アンケート調査が想定されていると思われるが）、実施されたアンケート結果を参考にして爾後の統計調査の質問項目の検討が可能になる、逆に統計調査からの事実について、後にアンケートを追加することで、調査結果の深い理解が容易になる、こうした面での協力関係は成立しうる。

典型的個別観察 (typische Einzelbeobachtung)。統計調査の対極にある調査であり、観察者自身の確信にもとづき集団を構成する単位の典型 (Typus) とみなしうるものを選定し、これを個別にとりだし、立ち入った観察を行い、詳細な記録を得ることを目的にする。問題は社会現象の典型的形態とみなしうるものをどのような基準で選びだすかである。マイヤーからみれば、この選定は統計調査・悉皆集団観察の後で判定が下されねばならないにもかかわらず、しかし、多くは先験的・演繹的性質の選び方がとられており、選ばれた単位が真の典型であることの保証をもたない。この種の調査にはル・プレイとその学派による家計調査以来の伝統があり、また、家計簿をもとに家庭と国民の福祉測定を試みようとしたエンゲルの試みもある。たとえ、これらがいかに特殊事例につき正確かつ詳細な調査・記録を残したとはいえ、それを統計調査をこえた、より精密な調査とみなすことはできない。マイヤーの考えでは、特殊研究よりも「社会的集団を数と尺度で悉皆的に把握することが科学的に、ことに社会科学にもより精確であるのはなおはっきりしている」<sup>18)</sup> からである。

このアンケートと典型調査では集団の数量関係よりも、特定の社会層や構成体の実相把握、社会構造や発展傾向の析出を優先させた調査研究が遂行される。従って、これは統計調査の代用法というより、それとは別種の性格をもった調査様式とみなされるべきものであろう。だが、マイヤーはあえてこれを統計外

18) G. v. Mayr, a. a. O., S. 18. 前掲訳書, 43ページ。

調査とし、悉皆調査のもとに従属する補完的、代用的方法として位置づける。調査の客観性を悉皆性と直接性——つまり、政府行政統計にそなわった要素——に求め、この基準に欠くものを統計調査としては不十分なものと評価するのがマイヤーである。後に、全体網羅性をもって客観的とみるこのマイヤーの観点を、それが具体性をもたない平板な全体の概括にすぎないと批判することになるのがF. テンニースである。

2. マイヤーの過少評価にもかかわらず、社会政策学会のアンケート調査を先駆的な例としながら、この種の経験的社会研究は今世紀に入ってもその範囲を拡げてゆく。しかも、たゞ社会経済問題に限定されることなく、あるいはそれを凌駕する勢いで他分野での調査研究が進んでゆく。S. P. シャドによれば、これら分野として医学と精神医学、教育学と心理学があり、それにおくれて社会学が加わるとされている<sup>19)</sup>。これら経験的社会研究では、肉体的疾病や精神障害、犯罪や非行、学習意欲や効果、等々に対する生活環境対遺伝的要因の役割・影響の違い、その程度を調べるのが共通の認識関心となっている。より具体的には、疾病と社会的貧困との関連、社会状態と精神障害の発生率との関連、さまざまな形 of 精神病と社会的病理事象（犯罪、非行、アルコール依存、等々）との関連、犯罪・非行の原因と矯正手段のもつ効果、アルコール依存の実態、子供への養育放棄、プロレタリアートと農民の生活と労働条件、学習問題と成績への社会的諸条件の影響、労働者階級のもつライフ・スタイルや世界観の特徴、等々が最も重要な調査分野とされている。特に、統計学と類似性の大きい社会学での経験的実証研究はそれら他領域や、また諸外国での研究に較べておくれをとりながらも、1910年代以降、就中ワイマール期に大きく飛躍し、研究者層と研究制度の充実がみられる。ケルンの社会科学研究所（1919年）、フランクフルトの社会研究所（1922年）、ベルリンの応用社会学研究所（1922年）の創設が続き、またケルン大学を始めとして（1919年）、アカデミーにおいても社会学の講座が認められ、自立した社会科学として市民権を獲得してゆ

19) S. P. シャド、前掲訳書、第2、3章。また、A. Oberschall, *op. cit.*, p. 37ff. をも参照。

く<sup>20)</sup>。

さて、問題はかゝる経験的社会研究の抬頭と伝播がマイヤー的構想とどのような関係をもち、ドイツ社会統計学にいかなる影響を及ぼすかである。自ら計画・指導し、業務に加わり、獲得した統計数字を立法や行政、政策立案の基礎資料に提供する、さらに、それをを用いて社会的状態や関連について数量的総括を提示する、これら統計資料をめぐる研究作業がひとり統計学者に固有の領分とはいえない事態がでてくる。社会的諸事実に関し、より深い関心とより広い知識・洞察をもった個別研究者、そのグループ、学会や団体による調査研究が続き、それは時として、問題意識が鮮明で、帰結にも説得力のある報告を提示することもできる。統計学の与える全体概括的な帰結とは対照的である。ここから、統計、統計学とは社会的規模での事例、事象についての記帳・記録作成を本来の任務とする、という考えがでてくる。そこに残される統計理論に独自の研究課題としては、個別科学にはまかされない、これらさまざまな社会的領域にまたがった統計調査と統計利用の方法行程に対する理論的整理があるだけである。これは、調査様式と手続から合法則性の析出にいたる一連の方法行程を論理的に整理して提示することであり、いわばマイヤーのいう形式的意味での統計学である。マイヤーの実質の意味での統計学はこれを諸個別科学にゆだね、実質的部分としてよく残るものは従来からの人口統計を利用した実証的研究＝デモグラフィーにすぎない、という考えがでてこよう。

行政統計にあきたらず、自ら必要とする資料をアンケート、典型調査、一部事例調査、面接、等々によって獲得し、既存資料・記録との併用を含め特殊個別テーマに肉迫してゆく。このような研究方向が一方にあるとすれば、他方に、すでに公表された行政統計、業務報告、個別調査研究（モノグラフ）、アンケート調査結果を素材に、専らそれを利用する立場から、当該個別問題への実証

20) 社会学が——経験的社会研究をも取り込んで——、ドイツにおいて独立の学問として市民権を得てゆく過程については、M. R. Lepsius, *Soziologie in Deutschland und Österreich 1918-1945*, Opladen, 1981. E. Stölting, *Akademische Soziologie in der Weimarer Republik*, Berlin, 1986. F. Thieme, *Soziologie im Wandel*, Frankfurt a. M., 1990.などを参照。



的研究に従事する方向もでてくるし、統計作成と公表が進むにつれ、この方向の可能性はますます大きくなる。統計利用が統計家に独自の領分であることをやめる。いわば、統計の生産者 (Produzente) と統計の消費者 (Konsumente) との分離である。

この分離を明確に意識した論者にW. レキシスがいる<sup>21)</sup>。レキシスは一方に統計の生産者としての統計官庁とその業務活動があるとし、その活動の理論化をもって統計学の主題とみる。統計官庁はさまざまな方面からの要求に応じ自ら作成した資料を種々の加工程度をもたせて提供する。他方に、この資料の消費者がおり、これには経済学、財政学、社会理論、衛生学の場合のように、独自の研究テーマのための単なる一研究資料として統計を消費するものと、人口論、道徳統計学の場合のように、より一層正確な統計的研究——集団現象の数量関係に独自の規則性の研究、就中、確率論を補助手段にした安定性の研究——に主たる素材として統計を消費するものとの二つがあるとされる。統計の作成と利用を分断し、前者を統計学に固有の領分とし、後者を諸個別科学が主に関与するものとみ、人口や道徳現象の安定性研究の場合に限って、統計と統計的方法とのそれ以上のかゝわりがでてくるとするのがレキシスである。

以上のように、ひとつに個別科学の側からする、自らによる資料獲得活動をもとり込んだ経験的研究、他に専ら公表された資料の利用をもってする実証的研究があり、このいずれもがこれまで統計家に専売特許とみなされてきた社会現象の数量的研究の枠をせばめる。統計家による数量的研究の意義と役割の相対化がもたらされる。これはマイヤー的統計学がもつ実体的部分の比重低下であり、従って、実質科学としての統計学の性格の希薄化である<sup>22)</sup>。

3. 社会学や犯罪学での経験的社会研究の進展はマイヤーの道徳統計学、犯罪

21) W. Lexis, Statistik, I, Allgemeines, *Handw. d. Staatswiss.*, 3. Aufl., Bd. 7, 1911, SS. 825-6.

22) これをマイヤー段階からリュウ・メルン段階への復帰とみる見解もある。例えば、U. G. Schäfer, *a. a. O.*, S. 181. を参照。だが、これを単純な復帰とみることはできないのであって、数理をもとり込んだ統計利用法の構成を計り、なおそれに社会科学的認識としての特質をもたせようとするのが爾後の課題となる。これは、後に詳述する後期ドイツ社会統計学の課題そのものがある。

統計学への批判をよびおこす。また、これはマイヤーの統計学全体の見なおしをも必要とする深刻な批判ともなる。

既述のように、犯罪現象を社会病理として捉え、犯罪と非行、アルコール中毒、私生児、売春、子供の養育放棄、浮浪、自殺、等々の発生をその経済的生活条件、住宅事情、家族構成、社会階層との関連で、あるいは遺伝的要因の作用、また矯正可能性、などの側面から究明する仕事が19世紀後半のドイツでも始まり、経験的社会研究の主要研究領域となっていた。統計学においても、これら極めて多岐にわたり、個性的な現象ではあるが、それを社会的集団現象のひとつとみ、道德生活の状態と現象の数量的関係を明らかにする集団観察の対象に据え、人口統計とならんで実際統計学の支柱として道德統計学を構想したのがマイヤーであった。マイヤーは1909年に『道德統計学(含、犯罪統計学)』<sup>23)</sup> 第一分冊を『統計学と社会理論』の第三部(「社会統計学」の第一部)として公刊する。そこでは道德現象が第二義的なものと第一義的なものに分けられ、前者では主に人口統計に現われる限りでの非正常な事例、事象の発生があとづけられ、具体的には家族構成の異常、結婚を通じた出生率の逡減、逆に私生児出生率の逡増、また死亡率にみられる正常性からの乖離が数量的に描写されている。後者、すなわち第一義的な道德統計で示されるものが本来の道德生活の認識にとって重要であるとされ、そこには婚姻、自殺、特に犯罪現象に対する統計的表示と概括が収められている。(自殺と犯罪に関する部分が『道德統計学』の第2—5分冊に分けられ、1917年に完成する)

社会学者F. テンニースはこのマイヤーの道德統計学、さらにはその統計学全体に対し、厳しい批判の眼を終始もち続け、ついには社会誌学(Soziographie)をもって統計学に替え、それを理論社会学とならぶ経験的社会学の中味とする。統計学は独立の科学であることをやめ、数値資料蒐集と整理・分析にあたる特殊な研究様式として経験的社会学=社会誌学に包摂されるとみる。テ

23) G. v. Mayr, *Statistik und Gesellschaftslehre*, Bd. 3, *Moralstatistik, mit Einschluß der Kriminalstatistik (Sozialstatistik, Teil 1)*, 1. Lieferung, Tübingen, 1909.

ンニースにとり、統計学が独立の実体科学であることは始めから拒否される。

テンニースはプロイセンの統計学セミナー出身者であり、エンゲルとワグナーのもとで実証的社会研究の方法を学んでいる。すでに19世紀90年代に、ハンブルクの造船所でおきたストライキ(1896—97年)の原因究明を試みた実態調査の経験を持ち、また社会政策学会の調査「海運従事労働者の状態」(1903年)に加わり、バルト海に接した港湾での労働者の実態調査を分担してもいる。さらに、長年にわたり、シュレスヴィヒーホルシュタイン州での犯罪発生や自殺についての実証的研究を手掛けている<sup>24)</sup>。このような経験的社会研究の実績をつんでいるテンニースにとり、マイヤーの統計学の構想がもつ壮大さに隠された空虚さと平板さに無批判的ではいられない。1909年、ドイツ社会学会が結成され、その初代会長に就いたのがテンニースであるが、翌1910年の第一回ドイツ社会学会会議の公開講演の中で、マイヤーのいう社会的集団についての独立の学問としての統計学の成立を公然と拒否する。社会研究では集団概念と悉皆観察ではなく、社会構成員の個性的内面——心理的動機にまで及ぶ——とそこからの行動との関連づけを不可欠とみ、またそこに経済学や統計学とは違った社会学の存在意義を求めるのがテンニースであった。(テンニースのマイヤー批判は項を改めて詳述する)

24) F. Tönnies, *Hafenarbeiter und Seeleute in Hamburg vor dem Streike 1896/97*, *Archiv für Soziale Gesetzgebung und Statistik*, Bd. 10, 1897, SS. 173-238, *Der Hamburger Streik von 1896/97*, *Arch. f. Soz. Gesetzg. u. St.*, Bd. 10, 1897, SS. 673-720, *Die Enquête über Zustände der Arbeit in Hamburger Hafen*, *Arch. f. Soz. Gesetzg. u. St.*, Bd. 12, 1898, SS. 303-48, *Die Lage der in der Seeschiffahrt beschäftigten Arbeiter*, *Die Ostseehäfen Flensburg, Kiel, Lübeck*, *Schr. d. Ver. f. Sozialpol.*, Bd. 104, 1903, SS. 511-614, *Das Verbrechen als soziale Erscheinung*, *Arch. f. Soz. Gesetzg. u. St.*, Bd. 8, 1895, SS. 329-44, *Verbrechertum in Schleswig-Holstein*, *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 52, 1924, SS. 761-805, Bd. 58, 1927, SS. 608-28, Bd. 61, 1929, SS. 332-59, *Der Selbstmord in Schleswig-Holstein, Eine statistisch-soziologische Studie*, Breslau, 1927. さらに、選挙統計の分析で、都市の各地域ごとで政党得票数の間にどのような相関がみられるかを提示したりもする。F. Tönnies, *Korrelation der Parteien in der Statistik der Kieler Reichstagswahlen*, *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 122, 1924, SS. 663-72. このようなテンニースの経験的社会研究については、A. Oberschall, *op. cit.*, pp. 51-63. また、S. P. シャド、前掲訳書、86ページ以下。をも参照。

マイヤーの道徳(犯罪)統計学に対する反対はひとりテンニースに限らない。実は、マイヤー批判は『道徳統計学』の公刊以前に、すでにウィーンのK. T. v. イナマ-シュテルネクによっていち早く試みられていた。マイヤーの道徳統計学——これは『国家科学の概念と構成』(G. v. Mayr, *Begriff und Gliederung der Staatswissenschaften*, 1901年)にもられた初期の構想をさす——をとりあげ、道徳統計の扱う材料が多種の特殊領域に分散しており、これをまとめて独立の教義とすることの無理を説いたものであった<sup>25)</sup>。『道徳統計学』の刊行はひとたび鎮静していたマイヤー批判を再び活性化することになる。批判はオーストリーの統計学者H. ヘーゲル、ミュンヘンの法学者R. ヴァッサーマン、哲学者F. オイレンブルクによって提示される<sup>26)</sup>。

そのひとつ、ヴァッサーマンのマイヤー批判をみてみよう<sup>27)</sup>。ヴァッサーマンは刑法改正において犯罪統計学の示す帰結が実効ある基礎資料とはなりえず、犯罪統計学そのものが犯罪社会学への資料提供という補助的役割に甘んじなくてはならないとする。この点で、犯罪統計の示す事実を基礎にして刑法のあり方を考えていこうとする論者(例えば、F. v. リスツ)とは意見を異にする。ヴァッサーマンのこの考え方の根拠にはA. A. チュプロフの統計学がおかれている。チュプロフは「科学としての統計学」と「統計的方法」とを分け、それぞれが集団に対する異った認識目標に導かれるとする。前者は集団を数と尺度

25) K. T. v. Inama-Sternegg, Zur Kritik der „Moralstatistik“, *Statistische Monatschrift*, Jg. 33, 1907, SS. 285-96. 同じように、犯罪統計学の独立性に否定的な次の見解もある。H. Hoegel, Die Grenzen der Kriminalstatistik, *St. Monatschr.*, Jg. 33, 1907, SS. 345-86, 397-436, 449-89.

26) H. Hoegel, Kriminalstatistik und Kriminalätiologie, *Monatschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform*, Jg. 8, 1911-12, SS. 657-65. F. Eulenburg, Literatur: G. v. Mayr, Statistik und Gesellschaftslehre, Bd. 3, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Jg. 65, 1909, SS. 702-11. オイレンブルクはマイヤーが「正常」「不正常」を統計的平均を根拠に規定することのあいまいさを衝く。ヴァッサーマンの批判についてはすぐ後に説明する。

27) R. Wassermann, *Begriff und Grenzen der Kriminalstatistik*, Leipzig, 1909, Nachdruck, Hamburg, 1978, Georg v. Mayr als Kriminalstatistiker und Kriminalsoziologe und die moderne Methodenlehre, *Monatschr. f. Kriminalpsy. u. Strafrechtsref.*, Jg. 7, 1910-11, SS. 577-84, Zur Theorie und Methode der Kriminalstatistik, *Monatschr. f. Kriminalpsy. u. Strafrechtsref.*, Jg. 6, 1909-10, SS. 169-76.

でもって正確に記述すること、つまり集団の個性記述を目標にする。絶対的個性とは違い、集団を構成する相対的個性は同一類に属しながら、時と場所の規定がゆるやかで相対的により大きな活動領域をもつ。この相対的個性をまとめ、全体を特徴づけるために集団的観察＝調査が必要となる。統計調査によって、相対的個性の集まり＝集団についての知識が獲得される。このような知識の体系を科学としての統計学という。他方で、後者の統計的方法は特定の解析手法を用いて集団や集団間の規則性を追求することに認識目標をおく。しかし、社会的集団では原因と結果の間に一義的な対応関係が成立することがない。多数原因と多数結果との間のよりゆるやかな因果的関連があるにすぎない。従い、孤立化や単純な帰納法が適用されない。このため、それに替るものとして確率論的方法＝統計的方法が必要となり、統計的規則性（安定性）や相関の測定手法がその具体的研究手段として採用される。そこでは自然科学的な厳密さはないが、集団に対する法則発見的認識が志向される。集団の把握にはこのような個性記述的（イデオグラフィッシュな）方向、および法則定立的（ノモグラフィッシュな）方向が同等の権利をもって併存している<sup>28)</sup>。

このチュプロフの考え方をヴェッサーマンは犯罪現象の研究に適用し、犯罪現象の個性記述と、犯罪の法則と合法則性の解明、また仮説提示に分け、犯罪統計学（Kriminalstatistik）をその前者、つまり犯罪行為の中の相対的個性全体の記述、犯罪現象の数量的表示を目的とし、後者の犯罪の合法則性の研究を統計学ではなく、統計的方法の利用をも含んだ犯罪社会学（Kriminalsoziologie）の任務とする。犯罪統計学は数値的方法（統計調査）によって現実を数と尺度で悉皆的に描写し、犯罪社会学はその犯罪統計学からの帰結に統計的方法を適用し、集団の因果的な経過の説明にあたる。この場合、いうところの統

28) A. A. Tschuprow, Die Aufgaben der Theorie der Statistik, *Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft*, Jg. 29, 1905, SS. 421-80, Statistik als Wissenschaft, *Arch. f. Sozialwiss. u. Sozialpol.*, Bd. 23, 1906, SS. 647-711. また、チュプロフによるこの認識目標の二分については、近昭夫『チュプロフの統計理論』産業統計研究社、昭和62年、第1章をも参照。

計的方法とは平均に應用された差違法、つまり集団相互、集団と部分集団間の平均を比較し、その乖離から差をもたらし要因をつきとめる帰納的方法である<sup>29)</sup>。このようにヴァッサーマンは犯罪統計学と犯罪社会学を区別し、前者に個性記述、後者に法則追求の認識目的をわりあて、実体科学としての犯罪統計学の成立を拒む。

このヴァッサーマンの見解の肯否をめぐっては、マイヤー自身の反論もあり、犯罪統計学の独立性を主たる論題として統計学者や社会学者、刑法学者や哲学者をまき込んだ道徳統計学論争の新版ともいべきものが1910年代に展開されている<sup>30)</sup>。

ヴァッサーマンはチュプロフの統計学という独特の観点から犯罪統計学の実体性を問題にしたが、他方、テンニースと同様、犯罪現象そのものが極めて多様、錯綜しており、集団観察によってはその内面追求、実相把握が果たされないとするパーゼルの社会学者R. ミヘルスの見解もある。1910—20年代に多くの社会病理現象の究明にあたった経験をもとにしてミヘルスは、犯罪や性の現象は政府統計といった「粗い手段」(grobe Instrument) によっては捉えきれないとする。これら統計によっては、人間の精神生活の最も神聖なもの、人間の衝動生活の最も内密なものへ入ってゆくことは拒絶されたまゝであり、「というのは、統計は数量に表示された生身の事実を提示するだけであり、そこには量的完全さ(完全枚举性)も、またさらに顕在化するものと潜在的なものを研究する中に始めて現われてくる道徳的習慣(Observenz)に関する判断形成に必要な質的要素も欠けているからである」<sup>31)</sup> 犯罪、非行、さらには性行動の研

29) R. Wassermann, Georg v. Mayr als Kriminalstatistiker, a. a. O., S. 581ff.

30) これについては、E. Wurwicz, Zu den Streitfragen der Kriminalstatistik, *Monatsschr. f. Kriminalpsy. u. Strafrechtsref.*, Jg. 11, 1914-15, SS. 284-95. さらに、A. Wadler, *Moralstatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 1, München u. Berlin, 1911, SS. 667-72. をも参照。

31) R. Michels, *Stittlichkeit in Ziffer & Kritik der Moralstatistik*, München u. Leipzig, 1928, S. 218, Altes und Neues zum Problem der Moralstatistik II, *Arch. f. Sozialwiss. u. Sozialpol.*, Bd. 57, 1927, S. 745. このミヘルスの道徳統計学については、S. P. シャド、前掲訳書、39ページ以下。にも簡単な紹介があるので参照。

究には行政統計のような外延的な集団観察ではなく、「類型的個別観察」(typologische Einzelbeobachtung)とその結果の理論的加工によらねばならない。テンニースと同じく、集団よりも類型や個別事例、悉皆調査よりも典型的個別調査を重視するのがミヘルスといえる。そこには、社会的集団概念と集団観察に対する社会学からの強い反撥が読みとれる。

こゝからうかぶことのできるのは、マイヤーのいき込みにもかゝらず、その道徳(犯罪)統計学は——A.ワドラーやA.ギュンターらの支持者をもつとはいえ<sup>32)</sup>——、マイヤー統計学の構想をより堅固にしたというより、逆にそれがもつ問題点を明るみに出したということである。問題点とは社会的集団と社会的現実との乖離であり、集団観察と個別事例調査・実態調査の事実把握力の違い、そこからの認識成果の性質の違いであり、要するに社会統計学の実質科学性に対する疑問・批判である。

### III 社会統計学の「外敵」

1. マイヤーの統計学に拮抗する第二の傾向として、いわゆる論理学派、さらには認識論派とよばれる系譜の統計理論がある。この派の見解では、統計学は独立の実体的学問とはみなされず、統計資料蒐集と整理・加工の方法論的検討を任務とする形式科学とされる。19世紀60年代にすでにG.リュームリンの提示した考えである。リュームリンはC.ジグワルトの見解に依拠して方法科学説を確信する。同じく論理学者のW.ヴントも統計学の自立性を認めず、人口論の研究方法来に統計方法を位置づけるだけである<sup>33)</sup>。ヴントのこの考えは後述

32) いずれもヴェッサーマン—そしてチュプロフ—を特異な認識論に立つものとし、道徳統計学が単なる事実の記述に終るとするその見解を斥け、あくまで道徳統計学の独立性を、従って、マイヤーの見解を擁護する。A. Günther, Georg v. Mayr's Moralstatistik, *Deutsches Statistisches Zentralblatt*, Jg. 5, 1913, SS. 225-32, 257-64, 289-98. Erkenntnistheorie und Statistik, *Dt. St. Zb.*, Jg. 6, 1914, SS. 81-92, 145-50, 241-8, 273-8. A. Wadler, *Moralstatistik, a. a. O.*, SS. 670-2, Erkenntnistheorie und Kriminalstatistik, *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft*, Bd. 31, 1910-11, SS. 499-535, Schlußwort zum „Fall Wasserman“, *Ztschr. f. d. g. Strafrechtswiss.*, Bd. 31, 1911, SS. 653-7.

33) ヴントは統計学の独立性を認めず、人口論での数量的諸関係の研究において、そのひとつの研究

のテンニースによる統計学の実体性拒否の支えともなっている。

この論理学派の見解はジグワルトの統計方法論に明示されている。ジグワルトはその『論理学』第2巻「方法論」(1878年)の中で、個体の個性が増大するため帰納的認識が停止するところに、その補助的手法として統計方法が成立するとみる。統計方法は枚举と推論からなる。枚举は世界記述・目録化を旨とした個体の数えあげ、つまり調査であり、推論は枚举結果の整理と要約、比較を通じて集団の内部構成や時間的経過にみられる恒常性を確認し、また他方で比較によって全体と部分、部分相互の平均値間にみられる差違をとりだし、差違をひきだす要因の析出を行うことである。「平均に応用された差違法」<sup>34)</sup>という表現でその性格を要約している。統計方法を調査と比較・対照からなるものとし、現状記述、および規則性の確認と他方の差とその原因の摘出機能を与え、それを帰納に準ずる研究方法とみなす。この方法論理の構造と認識論的特質、与える帰結の意味を検討することが統計学の課題となる。方法科学説の確立であり、いわゆる論理学派の統計理論である。

論理学派の見解はその後も少なからざる論者によって継承されてゆく。それは、19世紀80年代以降のマイツェン、ライヘスベルク、またキスティアコフスキー、G. シュナッペー-アルントの、さらにII. ブライヒャー、F. オイレンブルク、H. ハッセといった論者の見解である<sup>35)</sup>。マイヤーはこれらを「方

34) 究方法としてのみ統計方法が成立するとみる。W. Wundt, *Logik*, Bd. 2, *Methodenlehre*, 2. Abt., *Logik der Geisteswissenschaften*, 2. Aufl., Stuttgart, 1895, SS. 455-76. このヴントの考えは、後にテンニースがマイヤー構想を否定し、統計学のデモグラフィへの解消を主張する際のひとつの拠りどころとなる。マイヤー自身はヴントの著作への書評の中で、統計学を人口論に限定するその考えを狭いと批判する。G. v. Mayr, *Literatur: W. Wundt, Methodenlehre, Allg. St. Ar.*, Bd. 4, 1896, SS. 631-4.

34) Ch. Sigwart, *Logik*, Bd. 2, *Die Methodenlehre*, Tübingen, 1878, 5. Aufl., 1924, S. 710.

35) A. Meitzen, *Geschichte, Theorie und Technik der Statistik*, Stuttgart und Berlin, 1886.  
N. Reichesberg, Was ist Statistik? *Zeitschrift für Schweizerische Statistik*, Jg. 33, 1897, SS. 269-75, *Die Statistik und die Gesellschaftswissenschaft*, Stuttgart, 1893. Th. Kistiakowski, *Gesellschaft und Einzelwesen*, Berlin, 1899. G. Schapper-Arndt, *Sozialstatistik*, Leipzig, 1912. F. Eulenburg, *Naturgesetze und Soziale Gesetze, Arch. f. Sozialwiss. u. Sozialpol.*, Bd. 31, 1910, SS. 711-78, Bd. 32, 1911, SS. 689-780, *Der Geist der Statistik in Deutschland, Dt. St. Zb.*, Jg. 5, 1913, SS. 37-44. H. Bleicher, *Die Bedeutung der Statistik in der Praxis*,



法論派」として排斥する。また、犯罪統計学でのマイヤー批判でみたように、個性記述と法則探究へ認識目標を分け、マイヤー犯罪統計学を前者に限定し、その実体性（法則把握能力）を拒否したヴァッサーマンの見解も加わる。これはマイヤーとその擁護者によって「認識論派」として蔑称される。ヴァッサーマンの犯罪統計学とその基礎にあるチュプロフの見解が、統計学にとっては何ら実効をもたらさない——と、マイヤーのみる——西南ドイツ学派の認識論に依拠している点をさしてのことである。

様々のニュアンスの違いを含みながらも、論理学派＝方法論派と認識論派とでは、社会統計学の実質科学的性格、その認識が自己完結性をもつことを否定する点で共通の立場に立つ。逆に、マイヤー的制約に縛られることを免れている。マイヤー的制約とは、統計家が行政統計作成の指導者・当事者であり、かつ作成された統計資料をもって社会的諸現象の数量的鳥瞰図を与えることを自らの任務とせざるをえない事情をさす。論理学派、認識論派の多くの論者は統計作成・利用を所与のものとして、自ら直接に関与することのない営為として、いわば外からそれを客観視し、特殊な認識活動としてそれを捉えることができた。あるいは、統計的研究にあたって、特殊個別問題の解決のため、所与の統計資料を専らいかに利用するかという観点からのみその活動とかまわりをもつことができた。社会的な生活全般にわたった数量的概括を提示する必要も義務もない。

ドイツ社会統計学の底流にリュームリン以来のこのような系譜が存続していたことは、一方で統計的認識の意義と制約の自覚をよびおこし、マイヤー的構想を終始牽制することになったろうし、他方でひとたびマイヤー的構想がくずれようとする際、社会統計学の全面的崩壊にいたらず、方法的形式科学として転換する場合、その理論的な支えを提供することにもなった。つまり、統計学の固有の研究領域として、調査と利用にまつわる方法論的技術的諸問題、その

Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand, Bd. 1, a. a. O., SS. 112-47, Statistik, Berlin und Leipzig, 1914. H. Hasse, Die Statistik als Hilfsmittel der Sozialwissenschaften, Gautzsch, 1911.

方法から与えられる帰結の意味の検討、法則と統計的法則、さらには確率と統計的法則との関連の考察が掲げられた時、再建のための議論の踏み台を与えることができたのである。従って、例えば、後にジグワルトの統計方法論が公然と、あるいは暗黙のうちに上述の諸論点検討の素材となるし、また、F. チェクが比較と統計的差違法をもって統計利用論を構成しようとする際、その拠りどころをF. オイレンブルクの科学方法論に求めることができたのである。

2. マイヤーはこれまでの社会学、方法論派、認識論派の統計学に対する見方を一括して、統計学の「外敵」(äußere Feinde)、他方で勃興しつつある数理的方法一辺倒の統計学をその「内敵」(innere Feinde)とし、1910年代に入ってこの両者に対し激しい批判的態度をもって臨む。すなわち、ミュンヘン大学総長就任講演(1913年)、『理論統計学』第二版(1914年)や『道徳統計学』(1917年)にはこれら両傾向に対する糾弾がおり込められ、また、批判を目的にした論文も別に用意される<sup>36)</sup>。

1911年ドイツ統計学会がドイツ社会学会の一部会(Abteilung)として結成された。マイヤーが会長、E. ヴェルツブルガーが会長代理に就く。だが、社会学会々長のテンニースは独立の実体科学としての統計学の拒否を公言し、経験的社会学への吸収を説く。犯罪統計学をめぐる個別科学者からのマイヤー批判も加わる。他方で、数理統計学のいちじるしい進出も無視できない。マイヤーはこれら風潮の抬頭を精密社会理論としての統計学にとっての危機とみる<sup>37)</sup>。

36) G. v. Mayr, *Die Staatswissenschaften und ihr Standord im Universitätsunterricht*, Rede beim Antritt des Rektorats, München, 1913, *Theoretische Statistik*, 2. Aufl., 1914, Vorwort, *Moralstatistik*, 1917, SS. 448-50.

37) この間、ドイツ統計学界の中央誌をめぐる次のようないきさつがあったことも考えに入れなくてはならない。1890年に創刊され、マイヤーが編集にあたった『一般統計学雑誌』(*Allgemeines Statistisches Archiv*)は1907年の第1分冊をもって休刊になる。1909年にベルリンから、E. ヴェルツブルガー(ザクセン統計局)、J. ファイグ(ベルリンの帝国統計局)、F. シェファー(ドレスデン統計局)の三人が編者となって『ドイツ統計中央誌』(*Deutsches Statistisches Zentralblatt*)が創刊され、『一般統計学雑誌』に替わり、全ドイツ規模の統計学専門誌として機能し始める。『一般統計学雑誌』はその後、1914年の第7巻第2分冊をもって再刊され、同じ年の第8巻からマイヤーとF. ツァーンが共同の編者に就く。そして両誌いずれもがドイツ統計学の公式機関誌(*offizielles Organ*)として認められる。これはマイヤーの直接管轄外の中央機関誌の登場であり、マイヤーの影響力の拡散でもあり、必ずしもマイヤーの見解にくみしない論者にも

それを真面目な科学的作業を続けているすべての統計家に対する挑戦と受けとめ、彼らに新たな結集をよびかけ、外敵と内敵に対する「解放戦争」のための堅固な「隊列づくり」を提唱する。

マイヤーはもともと社会学に対し次のような考えをもっている<sup>38)</sup>。社会学は統計学と同じく社会生活の状態と構成の認識を目的にしている。だが、社会学は集団の構成要素に対する悉皆的な調査を経由しないまま、直接に社会構成体とその活動、つまり社会生活の全体を把握しようとする。これをたとえていえば、一本一本の木をみず、直接森をみるようなものである。また、社会学はその観察を厳密な帰納の様式によるとしている。だが、統計学が行うような、人間、行為、結果の各要素を集団観察にかけ、内外両面の性質を客観的に確認し、社会生活の諸現象に現われる合法則性を捉えるプロセス、帰納的観察に不可欠なこのプロセスを社会学的研究は含んでいない。従って、そこで現実に帰納的方法が採用されているかには疑問が残る。マイヤーのみるところでは、社会学の方法は帰納ではなく、他の学問領域の方法態度をそのまま類推適用することに頼っている。生物学との類推で、社会を有機体とみ立てる傾向（生物学派）、個々の論者の非体系的な生活体験をもとに、さまざまな社会法則を思弁的に演繹する傾向（心理学派）が支配的といえる。この観察様式の点で、社会学と統計学とは決定的な相違をもっている。

社会学は社会構成体のあり方が個別要素に対しどのような影響をもつか。逆に、個体の変化から構成体の構造変化がどのようにしてひきだされるかを、つまり、個と全体の相互関連、さらに全体の発展形態、その合法則的諸性質を理論的に分析する。統計学はこの同じ社会構成体を社会的集団の特殊な結合とみなし、集団の正確な数量確認を通じて、構成や関連、変化や発展を把握する。

＼公けの発表の場が与えられた、という意味をもつ。

38) マイヤーの社会学に対する見解は、G. v. Mayr, *Theoretische Statistik*, 1894, §10, Die Soziologie. に提示され、そこでは社会学の帰納的科学としての不十分さを不満としながら、同じ社会諸現象の状態、構造と発展を追求する一般的社会科学として統計学と協調関係にあるものと位置づけている。その後の社会学者からするマイヤーへの批判は、『理論統計学』第二版の序言、その他、に強い批判的論調をおり込むきっかけとなる。

とすれば、社会理論体系の中で、社会学は理論的社会理論 (theoretische Gesellschaftslehre) として、統計学は実際的社会理論 (praktische Gesellschaftslehre) として対等の資格で併存すべきものとなる。社会生活の内容と発展に対する深い認識は、集団観察による社会構成体の把握、歴史的な事実確認、演繹的な理論的研究、この三つが共働して始めて達成されよう。従って、社会学と統計学とは一方が純理論の部分、他方が実際部分の担う兄弟科学の関係におかれるべきである。

マイヤーも集団観察によって得られた資料が他の個別科学に研究材料として提供・利用される事実を否定はしない。だが、このことは統計学にとっては第二義的、副次的な奉仕作業でしかなく、かゝる助産婦的な仕事を本来の任務とみることはできない。これとは別に、あくまで「統計によって得られた社会についての新たな知識全体をひとつの学問、つまり統計の科学に集中する (Konzentration)」<sup>39)</sup> という第一義的な要請が成立する。

このことを認めず、社会生活の状態や過程についての、統計によって得られた一切の知識を、他の一般的な社会諸科学や特殊社会諸科学へ譲りわたすべしとする考え、つまり先の助産婦の仕事に甘んずるべしとする考えは、統計知識の全体を崩壊させる「認識論的」、あるいは「社会学的」暴力行為であり、健全な人間の理解に逆らうものとみなさなくてはならない。マイヤーは『理論統計学』の第二版で、社会学に対する批判口調を以上のように高める<sup>40)</sup>。

39) G. v. Mayr, *Theoretische Statistik*, 2. Aufl., S. 33. 前掲訳書, 82ページ。

40) ここで認識論的暴力を犯す者としてはヴァッサーマン、さらにチュプロフがあげられ、統計学にとっては爽りのない認識論をもとに、「ベシミズム」(G. v. Mayr, *Moralstatistik*, S. 449.) に陥っているとされる。他方、社会学的暴力行為はテンニースによって犯され、テンニースは統計学という科学の「熱狂的な反対者」(fanatischer Gegner) でありながら、時としてこの「憎悪された科学」を別のデモグラフィー、あるいはデモロジーという枠内に裏口を通じて再びとり入れようとする点で逃げ道を用意している。こうマイヤーは批判する。G. v. Mayr, *Theoretische Statistik*, 2. Aufl., SS. 338-9. これらすべてを含めて、独立の科学としての性格を否定し、統計学の中に単に方法 (社会的測量術という意味で)、あるいは特殊な方法のみしか認めようとしなないドイツ語圏の論者=方法論派としては、オンケン、マイツェン、シュモラー、ブライヒャー、ゾイテマン、テンニース、フォルヒャー、オイレンブルク、カウフマン、チュプロフ、やや不明瞭な形で、レキンス、ヴォルフがいると一括されている。G. v. Mayr, *Theoretische Statistik*, 2. Aufl., SS. 35-8. 前掲訳書, 88-97ページ。を参照。

さらに、マイヤーは再刊された『一般統計学雑誌』の第8巻巻頭論文「国家科学としての統計学」<sup>41)</sup>の中で、社会統計学の双方の敵に対するより体系的な批判を展開する。

この中で、まず、マイヤーは社会領域全般にまたがった社会科学（一般的社会科学）として統計学、社会政策、社会学の三つがあるとする。社会政策は、特に国家の保障を必要とする社会層を中心にして、社会諸階層の実態の認識を目ざす。社会学は既述のように、社会構成体の本質、様式、発展形態の理論的探究にあたる。これに対し、統計学は計数と計測という精密な観察様式をもってする社会的集団現象についての科学的認識であり、社会政策とともに狭義の社会理論を構成する。社会的集団現象という独得の対象、計数と計測による悉皆調査という特殊な観察様式、この対象と研究方法の双方において他のすべての社会科学とは区別され、国家科学の中で独自の地位をしめる自立的な実体科学である。

だが、集団現象が多様で、状態と変動集団の内容が豊かになり、また、それを表現する資料も長大なものになってゆく現状にあって、統計学の独立性と統一性を損うかのようないくつかの考えも現われてきている。統計学の発展を阻害するこれら考え方、つまり真の統計学に対する「えせ統計学者」(Pseudostatistiker)の考えを排除することが必要である。社会統計学に敵対する二つの傾向をとり除かなくてはならない。

ひとつの敵は外敵であり、特定の認識論者をさす。外敵というのは、「外から」(von außen her),あるいは「上から」(von oben herab)科学的統計学へ介入して、獲得した資料を科学的分析にかけることなく、それを他の研究領域にゆだねるといふ、奴隷の仕事を統計学に指定する。これは独立の統計学に

41) G. v. Mayr, Die Statistik als Staatswissenschaft, *Allg. St. Ar.*, Bd. 8, 1914, SS. 1-10. 先に述べた二つの敵に対する「解放戦争」のための「隊列づくり」のよびかけはこの論文において行われている。さらに、——H. フォルヒャーを例にして——数理統計学のゆきすぎた傾向、つまり内敵の批判には同じ号のすぐ後の論文, S. Schott, Götterdämmerung in der Statistik, *Allg. St. Ar.*, Bd. 8, SS. 11-19. に加勢を求めるとする。

対する破壊行為であり、統計学をデモグラフィ―やデモロジー、あるいは社会学へ分解させてしまう考えである。この考えは特定の論理学や哲学をもって、科学的統計学の具体的仕事と営みを誤って勝手に分類し、解釈を下し、上からの指示をもって力づくでより狭い範囲内にとじ込めようとする。統計学の営みからは、社会的性格をもった集団要素全体の具体的状態と現象を確認し、これを普遍的な合法則性と型(タイプ)の記述にまで高め、そして比較を通じて因果性の徴候を考えに入れつつ、いっさいの観察結果を体系的な総括の中で提示できる。この具体的なものから抽象的な形態への認識が統計的観察の成果として得られよう。だが、認識論派はこの統計学の仕事をあまりにも過少に評価する点で誤りを犯している。

統計学が自立した学問であることは、それが現実に果たしている社会生活の国家科学的解明を根拠にして十二分に説明される。従って、このことに加えて、演繹的な科学分類、知識領域分類をもってきて統計学の独自性を根拠づけようとする試み——A. ギュンターの試み<sup>42)</sup>——は副次的であり、余計でもあり、ただ上の事実の支えという意味しかもちえない。

なるほど、科学的研究の進展に伴い、知識全体の中から関与する一部分をひきだし、それを総括し、新たな構成物として特殊知識体系が自立化することは否定できない。例えば、これまでの保険論や労働科学がそうであった。これら新建築物は既成の体系・分類をうち砕く遠心的な作用を及ぼす。と同時に、科学の発展には、これら遠心的働きと併行して求心的な傾向も働き、分断と特殊化に替り再び統合化の動きがみられる。科学の内的発展の中で知識の分断と統合は相互に関連しあっている。従い、個別科学——例えば、人口論、経済学、道徳論、教育学、等々——への統計的認識の分断も確かに一方が進む。しかし、逆の統合の傾向も働き、分かれたものが再編成され、これら個別統計での事実

42) ギュンターは社会生活に数量的把握可能な事実のある限り、社会統計学が独立のものとして成立するとみ、それは人口統計学、経済統計学、道徳統計学の三大領域に分かれるとする。A. Günther, Die Statistik im System der Geisteswissenschaften, *Die Geisteswissenschaften*, Jg. 1, 1913, SS. 42-5.

結果を体系的に総括したものが実際統計学のもとで提示されよう。これに、統計学の本質、基本的な方法と手続、行政との関係、統計の歴史、これらについての理論的知識が、つまり理論統計学が合体する。こうして、マイヤーの考える統計学は何らその実体性を損うことなく、依然として国家科学の枠内で独自の存在価値を保持することになる。

以上が、外敵、つまり認識論派、社会学派に対するマイヤーの批判的見解である。既述のように、マイヤーはここで認識論派の代表的論者としてチュプロフとそれに依拠したヴァッサーマンの理論を想定し、社会学派のそれとしては当然のことにテンニースを、さらにひろく統計方法の補助的役割を理論的に根拠づけようとする論者（＝方法論者）の代表として、H. ブライヒャー、K. ゾイテマン、そしてF. オイレンブルクを念頭においている。